

議案第 4 号

下町・前浜ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例制定について

下町・前浜ふれあいセンター設置条例（平成 29 年条例第 25 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 4 月 30 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

下町・前浜ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例

下町・前浜ふれあいセンター設置条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「本町199番地2」を「本町425番地6」に改める。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。